

414
A3882



大正十一年四月
隈侯爵邸寄贈



謹按スルニ目下外國人居留地限畀以外ニ於テ
製造所設立ノ一ヲ外國人ニ許允スルヤ蓋シ之
カ為メ外國ノ資本金日本ニ來集シ隨テ日本ノ
國資モ速ニ増殖スル所アルベシ然リト雖モ現
今履行スル條約ノ儘ニテ斯ル許可ヲナサバ之
ヲ以テ外國領事司法ノ管轄ヲ愈擴張スルニ至
ルベシ若其管轄ヲ擴張スルニ至レハ日本政府
ハ煩擾葛藤ノ一ヲ免レスシテ結局政府未タ曾
テ經サルノ紛擾ニ陷ルハ疑ヲ容レス且又人民



中或ハ以為ク器械及ヒ輕便用具ノ國ニ行ハル
、ヤ必ス自個生産ノ手段ヲ失フニ至ルヘシト
往時歐米各國ノ始テ大ニ器械ヲ使用スルヤ頗
ル紛擾或ハ一揆ヲ起スモノアリ遂ニ流血塗地
製造所ノ館舎モ隨テ烏有トナルニ至レリ今夫
日本下等ノ人民ニシテ斯ル心志ヲ抱ケルノ徒
アリ外國人ノ所有ヲ損害スルヲアラバ其紛擾
ヲ招ク固ヨリ明カナリ故ニ如此製造建築ノ目
途ヲササントスレバ宜ク先ヅ日本人民ヲシテ
之ヲ企テシムベシサスレバ困難ノ因ヲ起ルア

ルモ外國人ノ關係スルヲナクシテ政府ハ之ヲ
措置スルヲ容易ナルベシ凡ソ教所開港場ニ於
テ外國領事ノ管轄ト定ムル所仮令其限制^制アル
モ其事實日本ノ國祚國威ヲ毀傷スヘクシテ而
シテ必ラス之ヲシテ擴張セシム可ヘガラズ抑
日本政府ノ取結ベル曩日ノ約條ヲ見ルニ獨立
國各有スル所ノ権理ヲ失ヘルモノ多ク其較著
ナルモノハ即チ海關出入稅ヲ採擇スルノ権理
是レナリモシ右ホノ権理ヲ復スルアラハ乃チ
日本政府ハ之ニ易ルニ相當ヲ許允ヲ外人ニ與

へテ可ナルヘシ故ニ外國人ニ今以上一層ノ免
許ヲ與フベカラズシテ而テ外國人ノ好テ日本一
對シ正理ヲ履行スルノ期ヲ待ツト至當ナラン
茲ニ右前條ヲ通覽シテ之ヲ判決スルニ外國人
居留地界限以外ニ於テ外國人ニ製造所設立ノ
免許ヲ與フルハ即チ漸々日本内地ヲシテ悉ク
外國人ノ為ニ開ト異ナラズ然ラハ則チ今之ヲ
處スル如何セン只須ク他日條約改正ノ序ヲ以
テ之ヲ討論スルヲ要スヘシ